

「福岡市一時預かり事業補助対象事業者選考」に関する質問と回答について

令和8年7月 15 日時点

No.	質問事項		質問内容	回答
1	福岡市一時預かり事業実施要綱	第12条 配置基準	一時預かり事業の利用児童について、本園の同学年クラスが実施する園外保育(散歩・遠足等)に同行させることは可能か。 可能な場合、福岡市一時預かり事業実施要綱第 12 条に定める「専ら当該一般型一時預かり事業に従事する」保育従事者の配置基準について、園外保育に同行した場合も専任性が保たれているとみなせるか。	一時預かり事業の利用児童を、園外保育に同行させることは可能です。ただし、保護者への事前説明を行い、同意を得た上で実施してください。 園外保育に同行する場合も、本園の保育従事者と別に、福岡市一時預かり事業実施要綱第12条に定めるとおり、一時預かり専任の保育従事者を配置する必要があります。 なお、園外保育中の時間帯に、園内に残る一時預かりの利用児童がいるなど、同時時間帯において一時預かり実施場所が複数に分かれる場合は、それぞれの実施場所において、その人数及び年齢に応じて、福岡市一時預かり事業実施要綱第12条に定めるとおり一時預かり専任の保育従事者を配置し、配置基準を満たしていただく必要があります。
2	福岡市一時預かり事業実施要綱	第7条 実施時間	一時預かり事業の利用児童について、事前に利用登録(利用申込)を行った上で、本園が運行する通園バスを利用した送迎(バス通園)を行うことは可能か。 可能な場合、同要綱第 7 条に定める「実施時間(連続した 4 時間以上)」の算定上、バス乗車時間を実施時間に含める必要があるか。	差し支えありません。 バスの送迎時間は、一時預かり事業の実施時間には含められません。 なお、実施にあたっては、福岡県保育施設による児童の車両送迎に係る安全管理標準指針を遵守してください。 ただし、本事業においては、0～1歳児の送迎利用については、現時点では想定しておりません。 詳細は、受託決定後、市と協議を行ってください。

3	事業者募集要項	4 補助金の交付	一時預かり事業を本園の既存事業と一体的に実施する場合、事務経費(事務職員人件費、賃借料等)は、一時預かり事業に係る按分割合をどのように算定すればよいか。 按分の考え方(従事時間割合、面積割合等)について、市が推奨する算定方法があればご教示いただきたい。 あわせて、按分の根拠資料として市への提出が必要な書類(勤務記録等)はあるか。	按分割合の例示は以下のとおりです。												
				<table><tr><th colspan="3">経費区分</th></tr><tr><td>1. 人件費</td><td>保 育 従 事 者、事 務 員 等</td><td>施設全体で給与を支払っている場合は、実支出額を利用時間按分(一時預かり事業利用時間÷全保育利用時間)</td></tr><tr><td rowspan="2">2. 管理費 (施設の管理に必要な経費及び施設設備に要する経費等)</td><td>賃借料</td><td>面積按分(一時預かり事業面積÷全保育室面積)</td></tr><tr><td>賃借料以外の管理費</td><td>施設全体で購入・利用した場合は、実支出額を利用時間按分(一時預かり事業利用時間÷全保育利用時間))</td></tr><tr><td>3. その他必要な経費</td><td></td><td>原則として実支出額(施設全体で購入した場合は利用時間按分(一時預かり事業利用時間÷全保育利用時間))</td></tr></table>			経費区分			1. 人件費	保 育 従 事 者、事 務 員 等	施設全体で給与を支払っている場合は、実支出額を利用時間按分(一時預かり事業利用時間÷全保育利用時間)	2. 管理費 (施設の管理に必要な経費及び施設設備に要する経費等)	賃借料	面積按分(一時預かり事業面積÷全保育室面積)	賃借料以外の管理費
経費区分																
1. 人件費	保 育 従 事 者、事 務 員 等	施設全体で給与を支払っている場合は、実支出額を利用時間按分(一時預かり事業利用時間÷全保育利用時間)														
2. 管理費 (施設の管理に必要な経費及び施設設備に要する経費等)	賃借料	面積按分(一時預かり事業面積÷全保育室面積)														
	賃借料以外の管理費	施設全体で購入・利用した場合は、実支出額を利用時間按分(一時預かり事業利用時間÷全保育利用時間))														
3. その他必要な経費		原則として実支出額(施設全体で購入した場合は利用時間按分(一時預かり事業利用時間÷全保育利用時間))														
				現地調査の際や必要が生じた場合に、按分の根拠となる資料(利用時間、保育室の面積、勤務時間が分かるもの等)のご提示をお願いする場合がございます。 なお、福岡市一時預かり事業補助金交付要綱第 10 条に定めるとおり、同施設において、特定教育・保育施設や、特定地域型保育事業、こども誰でも通園制度、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園及び企業主導型保育事業などの事業を一体的に実施している等の場合は、「<u>事務経費加算</u>」については対象外となりますので、ご注意ください。												
4	事業者募集要項	4 補助金の交付	福岡市一時預かり事業補助金交付要綱の対象外経費(共通)として「駐車場経費」が掲げられているが、一時預かり事業の実施施設において、保育従事者用ではなく、利用者(送迎する保護者)の利便性向上のために別途賃借する駐車場についても、同要綱に定める対象外経費「駐車場経費」に該当するのか。	駐車場経費については、利用者・職員用いずれの場合の用途でも、補助対象外となります。												

5	事業者募集要項	3公募の条件 (3)事業の実施について	新たに認可外保育施設として一時預かり事業(一般型)を開設する場合を想定しており、下記の建物条件について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 32 条第8号に定める「2階に保育室等を設ける場合の要件」を満たすものと解釈してよろしいか。 ○建物構造:鉄筋コンクリート造・耐火建築物(建築基準法第 61 条の規定による耐火建築物に該当) ○保育室等の設置階:2階 ○2階への昇降手段: ・常用:屋外階段(1系統) ・避難用:常用とは別系統の屋外階段(1系統) ・いずれも、保育室等の各部分から階段までの歩行距離は 30m以内	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第32条(下記参照)に定める「2階に保育室等を設ける場合の要件」を概ね満たしておりますが、確認は応募後の審査によります。 (抜粋) ハ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を<u>二階に設ける建物</u>は、<u>次のイ、ロ及びヘの要件</u>に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。 イ 耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)(保育室等を三階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物)であること。 ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。 <table><tr><th>階</th><th>区分</th><th>施設又は設備</th></tr><tr><td>2階</td><td>常用</td><td>1 屋内階段 2 屋外階段</td></tr><tr><td></td><td>避難用</td><td>1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段</td></tr></table> (省略) ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。	階	区分	施設又は設備	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段		避難用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
階	区分	施設又は設備											
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段											
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段											

6	事業者募集要項	3公募の条件	(1)1事業者が、所在地の異なる複数施設について、同一の公募回に同時に応募することは可能か。募集要項上、応募者・応募施設数についての制限(1事業者につき1施設まで、等)はあるか。 (2)複数施設を同時に応募した場合、募集予定数(5か所程度)との関係で、選定審査上の取り扱いに何らかの影響(例:1事業者からの複数採択には慎重な検討がなされる等)はあるか。	(1) 所在地の異なる複数施設について、同一の公募回に応募いただくことは可能です。1事業者が応募できる施設数についての制限はございません。 (2) 複数施設応募いただいた場合でも、同一事業者であることによる選考審査上の取り扱いに影響はございません。
---	---------	--------	--	--